



シオン

経営税務通信

高桑税務会計マンスリー・ニュース

—— 編集発行人 ——
 高桑税務会計事務所
 税理士 行政書士 高桑 安一
 税理士 高桑 誠一
 〒465-0003
 名古屋市名東区延珠町1017
 TEL (052) 774-2077
 FAX (052) 774-2158
 takakuwa@tzs.jp

10月

(神無月) OCTOBER

10日・体育の日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

ワンポイント 雇用促進税制の「計画」提出期限

従業員を増加させた場合に、増加従業員数に20万円を乗じた金額を税額控除できる雇用促進税制を適用するためには、一定期間内にハローワークに雇用促進計画を提出しなければなりません。本年4月1日～8月31日までに開始する事業年度については、10月31日までの提出でよいとする経過措置があります。

10月の税務と労務

- 国 税/9月分源泉所得税の納付 10月11日
- 国 税/特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月17日
- 国 税/8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税/2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税/11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 10月31日
- 地方税/個人の道府県民税及び市町村民税の第三期分 納付 市町村の条例で定める日
- 労 務/労働者死傷病報告(7月～9月分) 10月31日
- 労 務/労災の年金受給者の定期報告 (7月～12月生まれ) 10月31日
- 労 務/労働保険料第2期分の納付 10月31日 (労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

生前贈与のポイント

生前贈与は、将来の相続財産の絶対量を減らすことにより、相続税の節税に役立ちます。また、特例を活用すれば、さらに効果が高まります。

以下、要点を整理してみます。

1 生前贈与のメリット

- ① あげたい人に、あげたいものを確実に渡せる（相続時の争族の防止）。
- ② 贈与した資産は、その後相続税の評価額がアップしても相続税に影響しない。
- ③ 贈与は相続と異なり、自分の贈った財産がどのように使われるかを、自分で確認できる。
- ④ 孫への贈与は相続を一回パスすることになり、「世代飛び

越し効果」がある。

2 一般贈与の計算

贈与税は、一月一日から十二月三十一日までの一年間に贈与

<設例1>

Aさんは、6月に父から200万円、11月に母から100万円を贈与されました。この場合の贈与税額はいくらになりますか。

(回答)

$$\{(200万円+100万円) - 110万円\} \times 10\% = 19万円$$

された財産を「財産評価基本通達」に従って評価し、課税価格の合計額から一〇万円の基礎控除額を控除した残額に贈与税率を適用して税額を算出し、翌年の二月一日から三月十五日までに申告・納付します。

3 節税分岐点

贈与税率は、相続税率よりも相対的に高くなっています。贈与税をコントロールすることにより相続税負担よりも低く生前贈与できます。

財産が多い場合には、年間一〇万円の贈与では相続税の節税効果が遅く小さいものとなるので、図表を参考にして贈与財産の金額アップを検討するのも良いでしょう。

図表 贈与税と相続税の税率比較

贈与税		税率	相続税	
基礎控除及び配偶者控除後の課税価格	控除額		法定相続人の各取得金額	控除額
200万円以下	—	10%	1,000万円以下	—
300万円以下	10万円	15%	3,000万円以下	50万円
400万円以下	25万円	20%	5,000万円以下	200万円
600万円以下	65万円	30%	1億円以下	700万円
1,000万円以下	125万円	40%	3億円以下	1,700万円
1,000万円超	225万円	50%	3億円超	4,700万円



4 贈与税の特例

次の三つの特例は、政策的に贈与税の負担を大幅に軽減・免除又は先送りする制度なので、是非、活用したいものです。

(1) 贈与税の配偶者控除

配偶者から居住用不動産の贈与を受けた場合は、基礎控除の他に、二、〇〇〇万円が控除されます。

【適用要件】

- ① 婚姻期間が二〇年以上の配偶者からの贈与であること
- ② 居住用不動産又は居住用不



動産を取得するための金銭の贈与であること

- ③ 贈与を受けた年の翌年三月十五日までに受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであること

(4) 過去に、今回の贈与者からの贈与について、この特例を受けていないこと

- (2) 住宅取得等資金の贈与の非課税

平成二十三年十二月三十一日までの間にその直系尊属から贈与により取得した住宅取得等資金について、非課税限度額（平成二十三年中は一、〇〇〇万円）までの金額の贈与を受けた場合、贈与を受けた年の合計所得金額が二、〇〇〇万円以下であるなど一定の要件を満たすときは、その非課税限度額までの金額は贈与税がかかりません。

(3) 相続時精算課税制度の選択制度の概要

贈与税の課税制度には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の二つがあり、一定の要件に該当する場合には、相続時精算課税を選択することができ

ます。この制度は、贈与時に贈与財産（特別控除後）に対する贈与税を納め、その贈与者が亡くなった時に精算するものです。

(2) 適用対象者

贈与者は六五歳以上の親、受贈者は贈与者の推定相続人である二〇歳以上の子とされています。

(3) その他

贈与財産の種類、金額、贈与回数に制限はなく、特別控除額は二、五〇〇万円です。なお、贈与者ごとに選択できますが、いったん選択すると暦年課税に戻せません。

5 贈与税の注意点

(1) 証拠を残しておく

① 預金通帳や証書等の名義を整合性のあるものにし、印鑑は贈与を受けた人が保管していること。

(2) 契約書によらない贈与はい

つでも取消し可能（民法五五〇条）です。不安定な状況にならないためにも契約書は必ず作成すべきでしょう。

(3) 首尾一貫性

受贈した財産は、受贈者がその財産の管理等をするのが当然であるため、次の例のようにならぬ首尾一貫性が大切です。

- ・土地：固定資産税の負担
- ・建物：固定資産税・火災保険料の負担

- ・株式：配当の所得税申告
- ・賃貸物件：不動産所得の申告

(2) 意思能力

贈与は契約であり、贈与者の贈与する意思と受贈者の贈与を受ける意思の両方があって成立します。

そこで、通常、中学生以上なら問題ありませんが、小学生以下の場合、祖父母からの贈与を受けた預金通帳や証書は、印鑑とともに両親が代わって受け取り、管理しておく必要があります。

ただし、一般的に小学生以下の場合、意思能力が備わっていないと判断されることがあるので注意が必要です。

常用漢字表の改定

漢字の日常使用の目安として文部科学省が定めている常用漢字が、29年ぶりに改定されました。

常用漢字の歴史は1923年（大正12年）までさかのぼります。当時の文部省が発表した日常語一般に使用される1962字の漢字とその略字が始まりです。その後数回の改定を経て、1981年に告示された1945字が最新のものでした。それから30年近く年月が過ぎ、ほとんど使わなくなった不要な漢字や、表現をする場合にどうしても必要な漢字も出てきました。特に最近では、ITの急激な発展や、パソコンや携帯情報端末の普及で、日常的に文章を手書きする機会は大きく減ってきました。そのため漢字の表現は、書くことより正確に読み、認識することに力点が置かれるようになりました。

追加された196字には、「岡」「駒」「熊」

などの日常生活での使用頻度が高いと思われる字もありますが、「顎」「鬱」などのように書くことが非常に難しい字も含まれています。また「茨」「栃」「阪」などの都道府県名を表す字も目立ちます。逆に「勺」「錘」「脹」「銑」「刃」の5字が削除されました。

常用漢字は日常に漢字を使用する際の目安となるもので強制力はありません。しかし文部科学省が規定する学習指導要領は、義務教育の国語で習う漢字規定を常用漢字表に置いており、また法令では原則として常用漢字のみを使用することが定められています。実際に本格的な指導は2012年度からとし、高校や大学受験での解禁は2015年度入試からとされています。もし入試で難易度の高い漢字を取り上げる傾向になれば、学校でも必要以上に書くことの指導に力を割くことになり、教師や生徒にとって大きな負担になることが予想されます。

生物多様性条約

過去300年で地球上の森林地帯が約40%減少したり、サンゴ礁の30%に深刻な被害が発生したりと、生物多様性は失われつつあります。このまま放置すると、2030年までに世界のサンゴ礁が60%消滅し、2050年までに自然地域の11%が消滅すると言われています。

生物多様性は、人類の生存を支え人類に様々な恵みをもたらすものです。生物に国境はないので、日本だけで生物多様性を保存しても十分ではなく、世界全体でこの問題に取り組むことが重要です。

昨年10月に名古屋市で「生物多様性条約第10回締約国会議」が開催され、生物多様性の損失で経済的損失が毎年380兆円発生すると発表されました。

この会議では、生物多様性の損失を止めるために実効的かつ緊急の行動を起こすことが決議され、保護地域を陸域で17%、海域で10%に拡大するという数値目標も盛り込まれました。

右折信号でUターンが可能に

現在の道路交通法では、矢印信号が表示されている場合、その方向以外に進行してはいけな

いと定められているため、右折の矢印信号でUターンをする「信号無視」になります。右折の矢印が表示される信号は、交通量が多く右折専用レーンがある幹線道路の交差点などに設置される場合が多いのですが、そこでUターンをしようとする車は青信号になるまで待たないといけないので、後続の車が進めず渋滞になるケースが多くなりました。そこで道路交通法が改正され、右折の矢印表示でもUターンが可能になりました。この改正は、来年4月より施行される予定ですが、Uターン禁止の表示がある場所は対象外になりますので、注意が必要です。